

和泉市建設工事総合評価落札方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の施工能力、工事实績、地域貢献等と入札価格を一体として評価することにより、粗雑工事を防止し、不良不適格業者の排除を図り、その結果として工事目的物の品質の向上が見込まれる工事
- (2) その他市長が必要と認める工事

(総合評価委員会)

第3条 総合評価落札方式による入札を実施するに当たり、落札者決定基準の審査を行うため、和泉市建設工事総合評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

- 2 評価委員会の委員は、和泉市建設工事請負業者指名委員会の委員をもって充てる。
- 3 評価委員会の運営は、和泉市建設工事請負業者指名委員会規則(昭和50年和泉市規則第20号)の例による。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、総合評価入札方式を実施するに当たり、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者を和泉市建設工事総合評価審査委員(以下「審査委員」という。)として委嘱し、次に掲げる事項について意見を聞かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
 - (2) 前号の規定による意見の聴取において、落札者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合
- 2 前項の意見聴取の方法は、審査委員ごとに個別に意見を聴取することがで

きるものとする。

(落札者決定基準)

第5条 落札者決定基準には、評価項目、評価方法及び落札者決定の方法を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、評価委員会で決定する。

(落札者の決定)

第6条 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、抽選で落札者を決定する。

(入札公告等に関する事項)

第7条 総合評価落札方式で発注する場合は、入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の対象工事であること
- (2) 入札参加に必要な要件
- (3) 入札参加に必要な書類の提出期限及び提出場所
- (4) 落札者決定基準
- (5) 低入札価格調査制度が適用される場合はその旨
- (6) 失格基準を設けた場合はその旨
- (7) その他必要な事項

(評価内容の担保)

第8条 総合評価に関して提出した資料に虚偽の記載を行った場合には、契約の解除又は指名停止措置を講じることができるものとする。

2 工事の施工に当たって、評価した内容が受注者の責めにより満たされない場合は、工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施にあたって必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。